

# 令和5年第3回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和5年6月30日（金曜日）

---

## ○議事日程

令和5年6月30日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 議案第56号 令和5年度防府市一般会計補正予算（第2号）  
（予算委員会委員長報告）
  - 4 議案第61号 財産の取得について
  - 5 請願第1号 子どもの医療費助成に関する請願書
  - 6 意見書第1号 インボイス制度導入の延期を求める意見書
  - 7 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

## ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## ○出席議員（24名）

1番	吉村 祐太郎 君	2番	清水 力志 君
3番	河村 孝 君	4番	宇多村 史朗 君
6番	藤村 こずえ 君	7番	曾我 好則 君
8番	青木 明夫 君	9番	梅本 洋平 君
10番	和田 敏明 君	11番	村木 正弘 君
12番	石田 卓成 君	13番	久保 潤爾 君
14番	高砂 朋子 君	15番	今津 誠一 君
16番	山田 耕治 君	17番	橋本 龍太郎 君
18番	上田 和夫 君	19番	安村 政治 君
20番	河杉 憲二 君	21番	三原 昭治 君
22番	田中 健次 君	23番	松村 学 君
24番	森重 豊 君	25番	田中 敏靖 君

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	副	市	長	能野	英	人	君																
教	育	長	江山	稔	代	表	監	査	委	員	末	吉	正	幸	君												
上	下	水	道	事	業	管	理	者	河	内	政	昭	君	総	務	部	長	白	井	智	浩	君					
人	事	課	長	大	倉	孝	規	君	総	合	政	策	部	長	永	松	勉	君									
文	化	ス	ポ	ー	ツ	観	光	交	流	部	長	杉	江	純	一	君	生	活	環	境	部	長	金	澤	哲	君	
健	康	福	祉	部	長	石	丸	典	子	君	産	業	振	興	部	長	藤	井	一	郎	君						
土	木	都	市	建	設	部	長	石	光	徹	君	入	札	検	査	室	長	河	村	明	夫	君					
会	計	管	理	者	廣	中	敬	子	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	栗	原	努	君					
監	査	委	員	事	務	局	長	國	澤	明	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	須	藤	千	鶴	君
消	防	長	米	本	静	雄	君	教	育	部	長	高	橋	光	男	君											

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 寺 畑 俊 孝 君 議 会 事 務 局 次 長 石 井 朋 子 君

---

午前10時 開議

○議長（田中 敏靖君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（田中 敏靖君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。14番、高砂議員、15番、今津議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

---

議案第56号令和5年度防府市一般会計補正予算（第2号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（田中 敏靖君） 議案第56号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、予算委員長の報告を求めます。久保予算委員長。

〔予算委員長 久保 潤爾君 登壇〕

○13番（久保 潤爾君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第56号令和5年度防府市一般会計補正予算（第2号）につきまして、去る6月22日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等でございますが、観光施設等管理事業について、「本市の外国人観光客数はどのような状況か」との質疑に対し、「令和4年の速報値では9,535人となっており、コロナ前、令和元年の1万289人と比較し、約92%まで回復してきております」との答弁がございました。

また、「各駅の歓迎看板については新たに作成するのか。または、既存の看板を生かし、表示内容を変更するのか」との質疑に対し、「多言語化への対応も含め、看板をリニューアルいたします。なお、富海駅につきましては、交流施設建設後に設置する予定であり、看板の設置場所や内容については、今後、関係部署や地元の方と協議しながら進めてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

委員からは、「既存の看板には観光地名の表記のみで、その観光地までの移動時間などの情報が表記されていないことから、作成に当たっては、観光を意識したデザインとすること、またWi-Fiが使用できる施設であることの表記についても検討していただきたい」との要望がありました。

次に、自転車のまちほうふ高校生ヘルメット着用促進事業について、「この事業は来年度以降も継続して実施されるのか」との質疑に対し、「物価高騰対策という側面もあることから、本年度限りの事業と考えております」との答弁がございました。

また、「現在、ヘルメットが品薄の状態であり、入手困難となっている。そのため、市内共通商品券の申請が遅くなることも考えられるが、いつ頃まで申請を受け付けるのか」との質疑に対し、「申請期限は9月末としております。なお、ヘルメットの入手が困難な状況であるため、インターネット等での購入や予約の段階でも対象にすることを検討しております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結して、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第61号財産の取得について

○議長（田中 敏靖君） 議案第61号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第61号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、水槽付消防ポンプ自動車を購入し、消防力の維持強化を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示しいたしておりますとおり、指名競争入札を行いました結果、株式会社クマヒラセキュリティ防府営業所が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 請願第1号子どもの医療費助成に関する請願書

○議長（田中 敏靖君） 請願第1号を議題といたします。

紹介議員の補足説明を求めます。15番、今津議員。

〔15番 今津 誠一君 登壇〕

○15番（今津 誠一君） この子どもの医療費助成に関する請願書は、6月6日市議会議長宛てに提出されました。

請願の趣旨は、子ども医療費助成については、全国的に所得制限なし、高卒相当までがスタンダードになっている。

しかし、防府市の現状は、通院・入院とも対象は12歳までとなっている。これは、県下の自治体では防府市のみである。このような状況を考慮していただいて、速やかに子どもの医療費助成の対象年齢を当面15歳までに引き上げていただきたいというものです。請願の採択に御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、さきの議会の一般質問におきまして、3名の議員がこれに関する質問をされ、市長は対象年齢を18歳までに引き上げることを言明されました。この英断は高く評価すべきものと思います。

当該請願書は、当面15歳までという謙虚な要望がされていますが、言外に、でき得れば18歳までという思いも含んだ要望であることは、皆さん、お察しいただきたいと思います。

この請願書は、市長の英断以前に提出されたものであります。よって、議員の皆さんには、これはこれとして御判断を仰ぎたいと思います。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 本請願に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結してお諮りいたします。本請願については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと求めます。よって、討論を求めます。6番、藤村議員。

○6番（藤村こずえ君） 請願第1号に、会派「自由民主党」は、不採択の立場で討論させていただきます。

子どもの医療費助成につきましては、私が議員になってからの11年間の間にも、各会派の多くの議員から一般質問もございましたし、私も多くの市民の声を伺い、お伝えをしてまいりました。

執行部におかれましても、要望の多い案件だと理解されていたと思いますが、本来であれば、子ども医療費助成は地域によって格差があってはならないことから、国が取り組むべきことであることは、今も我々会派としても、これまで同様の思いです。

今議会の一般質問では、会派「自由民主党」を代表して、梅本議員と吉村議員がこの件について質問をし、市長から、来年10月からの高校生までの児童手当の支給に併せ、所得制限なしで高校生まで医療費の助成を拡充すると明確に示されました。

本市は、医療費助成については、今は小学生までかもしれませんが、ほかにも多くの子育て支援事業を行っております。児童福祉費イコール医療費助成ではありませんので、趣旨にある資料をもって、本市が子どもたちにお金をかけていないとは言えず、県内他市との比較にもなりませんし、防府市の子どもにかけているサービスの指標にもなりません。

今議会におきまして、これまで多くの市民の声を政策へとつなげられた市長の答弁で、この請願を上回る拡充の方針が示された以上、会派「自由民主党」は請願に対しては不採択を表明させていただきます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 提案されております請願に対して、趣旨採択とすべきではないかという形で討論をさせていただきます。

請願の審査基準という形で、防府市議会では議会運営基準で、採択、一部採択、趣旨採択、不採択という形のいずれかによるものというふうにしております。

不採択は、要望内容が権限外の事項であるもの、実現の見込みが極めて困難と認められるもの、または採択することが不相当と認められるものというふうにしております。

採択は、要望内容が妥当で実現の見込みがあると認められるもの。

一部採択は、要望の内容のうち一部について採択することが適当と認められ、他は認め難いもの。請願項目が複数ある場合に、1番目は採択することが適当だけれども、2番目は採択することが不相当、こういう場合に一部採択とするものであります。

趣旨採択は、要望をそのまま認めることは困難であるが、趣意、趣旨の意味が妥当と認められるもの、こう決めております。

本請願については、内容的には賛同いたしますけれども、もし、この請願項目がそのまま採択されますと、この6月議会の一般質問で、市長が高校生までというふうに言明しておりますものを、市議会が中学生まででよいというふうに、それを押しとどめるというような形になります。文面的には、そういった文面、先ほどの提案の中では、もっと上の年齢も含まれているというふうに提案者は申し上げられましたが、請願項目は当面15歳、中学生までというふうにしておりますので、この請願をそのまま採択するということは不

適当というふうに考えます。

したがって、要望をそのまま認めることは困難であるが、趣意が妥当と認められるものという形で、趣旨採択すべきであるというふうに討論申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） 請願第1号子どもの医療費助成に関する請願書について、棄権の態度を表明いたします。

この請願については、そもそも採択の必要性があるのかどうか、疑問に思うところがございます。

今議会の一般質問で、私を含め3人の議員が、子どもの医療費助成制度について質問を行い、最初に質問をされた梅本議員の質問に答えて、子どもの医療費無償化を高校卒業まで拡充すると、これまでの方針を大きく転換されました。

このことについて、市はまず最初に請願者に伝え、なぜそうした方針の転換を行ったのか丁寧に説明し、もはや請願の必要がなくなったことへの御理解が得られる作業が、当然行われるべきではないでしょうか。

これまで、子どもの医療費の無償化については小学校卒業までで、それ以上は、本来国がやることだという、県内でも極めてまれな主張を繰り返しておられたことは、よく知られております。

そうした市の態度の変更を願って請願を出されていることは明確ですから、まず、市民への丁寧な説明が不可欠であります。それなのに、今回の請願がそのまま採択に付されるということは、行政の努力不足であることを、まざまざと見せつけるようなものです。

それとも、一般質問が行われるまで、全く秘密にしておく必要でもあったのでしょうか。採択の必要のない請願が、そのまま採択に付されるということは、前代未聞の異常事態であり、市民と協働でつくり上げるという、市政本来の在り方を大きく矛盾しております。

今回の請願は、市民と行政の率直な意見によって市政運営が行われていれば、採択の場まで登場するはずがないものです。本来採択までする必要のない請願を採択にかけ、今までの行政の怠慢を取り繕うやり方は批判を免れないことから、この採択については棄権を表明し、退席をいたします。

〔2番 清水 力志君 退席〕

○議長（田中 敏靖君） 23番、松村議員。

○23番（松村 学君） 「防府一番」は、請願第1号につきまして、不採択を表明いたします。

「自民党」の梅本議員と吉村議員の質問で、請願で要望されている中学生までの医療費

の無料化ではなく、さらに内容のよい、所得制限なしで高校生までの医療費の無料化を来年10月より実施を目指す、市長や担当部局より、本当、未来の子どもたちにとってありがたい答弁がありました。

請願者の趣旨は分かるんですが、もはや執行部が実行すると明言しているのに、議会からアクションしていくことはないのではないかと考えます。今は温かい目で、担当部局が準備し予定日までに実行できるよう見守ることであると、私は考えます。それまでに何か問題があれば、そのとき議会で議論をすればよいと考えます。

あわせて、所得制限なしで高校までの医療費の無料化は、県内でもトップクラスです。UJIターンのパンフレットや企業誘致情報などに、このことをきちんと明記して、防府市に人口定住や企業進出が増加するよう宣伝をお願いし、不採択の討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 11番、村木議員。

○11番（村木 正弘君） ただいま議題となっております請願第1号に対し、「公明党」として、不採択の立場から討論させていただきます。

私ども「公明党」といたしまして、令和3年より公明党議員の地方と国のネットワークで、全市区町村での子育てや教育分野の重点政策の一つとして、ゼロ歳から18歳までを対象に医療費の助成を拡充し、無償化を目指してまいりました。

本市においても、多くの方々からの要望を受け、公明党として折に触れ、市長への要望をしてきたところです。

また、今定例会で市長は、小・中・高校生の医療費助成をしている自治体を対象とした国民健康保険の国庫負担の減額調整措置が廃止されることとなったことから、私としては相当の財政負担は伴うものの、これまでの財政運営によって、現在の総合計画のプロジェクトの実施に影響を与えないと判断し、将来を見据え、対象を現在の小学生以下から中学生・高校生まで拡充したいと答弁しており、賛同しております。

さらに、高校生までの医療費無償化について、今月28日の市長定例記者会見で、来年10月の児童手当増額などが始まるのに併せて開始する方針を明らかにされました。市長が高校生までと大きく拡充することを表明した以上、本請願については不採択という立場を取らせていただきます。

以上、討論といたします。

○議長（田中 敏靖君） ほかにございませんか。15番、今津議員。

○15番（今津 誠一君） 私は紹介議員でありますから、本来ですと、この討論に参加することは遠慮すべきかと思いましたが、ただいまの田中健次議員から趣旨採択という提

案がされました。これについて、当然この議場で審議、あるいは議決をされると思いますので、これについて私の意見を申し上げたいと思います。発言をお許しいただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（田中 敏靖君） はい、継続してどうぞ。

○15番（今津 誠一君） ただいま田中健次議員から趣旨採択にしてはどうかという意見がありました。この意見の背景には、本請願が提出された後、一般質問で、市長が高校生までを対象に医療費の無料化を図りたいと答弁されたことから、中学生までを対象にした本請願は、その目的を達成したのではないか。したがって、その趣旨には賛成であるという意味の議決をしようとするものだと理解します。

しかし、趣旨採択とは、請願の願意については十分に理解できるが、財政事情等から当分の間は願意を実現することが困難な場合などに、便宜的に趣旨には賛成であるという意味の議決をする場合の決定方法であります。

本請願に対して趣旨採択をするということは、ただただ中学生までの医療費の無料化の趣旨には賛成であるという意味の議決をするということです。これは通常の採択よりも、一步も二歩も後退した採択と言わざるを得ません。

また、市長の高校生までを対象にした医療費の無料化の英断は、当然、中学生までの医療費の無料化を含むものでありますから、本請願を採択することと何ら矛盾するものではないと思います。よって、この趣旨採択には反対いたします。

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結してお諮りいたします。これより本請願の採決に入りますが、趣旨採択との御意見がございましたので、初めに趣旨採択とすることをお諮りいたします。その結果、可決されましたら、趣旨採択すべきものと決定いたします。否決された場合は、不採択とはなりません。改めて本請願を採択することについてお諮りすることとなりますので、お知らせいたします。

それでは、起立による採決に移ります。請願第1号については、これを趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（田中 敏靖君） 起立少数でございます。よって、請願第1号を趣旨採択することとは否決されました。

次に、請願第1号については、これを採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（田中 敏靖君） 起立少数でございます。よって、請願第1号については不採択と決しました。

12番、石田議員。

○12番（石田 卓成君） ここで、インボイス制度導入の延期を求める意見書を動議として提出したいので、許可を求めます。

○議長（田中 敏靖君） ただいま、12番、石田議員より、インボイス制度導入の延期を求める意見書の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（田中 敏靖君） 所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

本来ですと、ここで議会運営委員会に日程をお諮りするところでございますが、本日は最終日であり、現在、残す日程は常任委員会の閉会中の継続調査のみですので、議会運営委員会にはお諮りいたしません。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休憩といたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時26分 開議

○議長（田中 敏靖君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

#### 意見書第1号インボイス制度導入の延期を求める意見書

○議長（田中 敏靖君） 意見書第1号インボイス制度導入の延期を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、石田議員。

〔12番 石田 卓成君 登壇〕

○12番（石田 卓成君） ただいま議題となっております、インボイス制度導入の延期を求める意見書でございますが、文章を読み上げることによって提案に代えさせていただきます。

国においては、本年10月からのインボイス制度（適格請求書保存方式）の実施に向けた準備が進められています。

これまで年間売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者とされ、消費税の納

付が免除されていました。

この制度の導入によって、仕入れ税額控除ができない元請との取引機会が失われたり、元請から消費税分を飲まされたりすることが容易に予想されます。

一方、課税事業者になれば、当然消費税を負担することとなり、コロナ禍の中でエネルギーや原材料価格の高騰に加えて、インボイスによる消費税の増税は、中・小零細事業者非常に厳しい経営を強いることとなります。

今、中・小零細事業者の実情を熟知している中小企業団体や日本税理士団体等は、インボイス制度の凍結、延期、見直しを表明し、現状での実施に懸念の声を上げています。

よって、中・小零細事業者の存続と再生のため、景気が回復するまでの間、インボイス制度の導入を延期することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。23番、松村議員。

○23番（松村 学君） 「防府一番」は、意見書に賛成の立場で、討論いたします。

コロナ禍での経済疲弊、物価高騰での経営圧迫に加え、インボイス制度では、低所得者への消費税増税は経済への低迷が続いている地方では、この適用を受ける家族企業、一人親方、美容、農業者などの多くの労働者には、重篤な生活に陥る危険性があります。制度自体は、国の財政計画などで行う方針は理解はいたしておりますが、今ではないと主張いたします。

かつて、安倍総理が地方からアベノミクスが届いていないという地方の声を聞き、消費税10%増税の延期をされたように、都会は景気がよくても、地方ではそうではない。防府市でも同様の状況と分析します。

まずは、物価高騰とコロナで疲弊した経済状況が落ち着くまで延期すべきと考え、意見書に賛成いたします。

○議長（田中 敏靖君） 3番、河村議員。

○3番（河村 孝君） ただいま議題となっております意見書に対し、「公明党」とし

て反対の立場から討論させていただきます。

インボイス制度の導入に際しては、国において4年間の準備期間を設けるとともに、相談窓口の設置や説明会の実施など、事業者の理解と準備に向けた様々な対策が行われております。その他免税事業者からの課税仕入れに係る6年間の経過措置を設けるなど、影響を最小限にするための対策も講じられております。

さらに、インボイス対応に伴う会計ソフトや受発注ソフトの導入に対する補助金による支援も実施されているところです。

こうした中で、インボイス制度は消費税の普通税率に対応し、適正な課税を行うためにも必要と考えます。

以上の点により、本件につきましては反対を主張させていただき、討論とします。

○議長（田中 敏靖君） 8番、青木議員。

○8番（青木 明夫君） 会派を代表して、意見書第1号、反対の立場で討論させていただきます。

インボイスとは、納品書と訳されるわけでございます。インボイス制度とは、商品が流通する際、二重課税を回避する方法の一つ、仕入れ税額控除と言われております。

2019年10月の税率10%の引上げ時に、食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率が導入され、2つの税率が混在するようになったために、正確な税額を計算するためには、それぞれの商品やサービスの税率を明記したインボイスが必要で、4年間の準備期間を置いて導入することが決まっております。

納税の事務負担に配慮して、売上げが一定規模以下の零細事業者や個人事業者は、免税事業者として納税が免除されております。この免税事業者は、受け取った税金を収入として処理しており、これは益税と呼ばれております。

19年の国会答弁で、インボイス制度導入で約2,480億円の税収増になるとの試算も示されております。2019年10月の4年後は、今年2023年の10月になるわけでございます。

益税等はないと考へますし、4年間の準備期間もあったことから、この延期の意見書に対して反対をさせていただきます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） 意見書第1号インボイス制度導入の延期を求める意見書について、賛成の立場を表明いたします。

昨年9月議会の一般質問において、消費税のインボイス制度について質問をさせていただきました。そのときに私は、このインボイス制度は、まさに弱肉強食の新自由主義をそ

のまま表現したとんでもない制度だと申し上げ、市においても、国に対して中止の声を上げていただくことを要望いたしました。

また、先ほどの反対討論で益税の話もございましたが、消費税は預り金ではなく、対価の一部であることを裁判の判決を用いて説明をいたしました。

賛成する理由は何点かございますが、1点だけ理由を申し上げますと、インボイス制度の多くの中小事業者や小規模事業者、フリーランスで働く人たちに、経済的・事務的に大きな負担をかける仕組みだからであります。

最大の問題は、現在、消費税の納入を免除されている年間売上高1,000万円以下の事業者に、課税事業者になるのを迫ることです。課税事業者の仕入れ先に免税事業者がいると、インボイスをもらえません。インボイスがないと、仕入れにかかった消費税を控除せずに納税しなければなりません。それを避けるために、免税事業者が取引から排除され、疲弊し、倒産・廃業に追い込まれるおそれが生まれてきます。

一般質問の答弁で、全国で事業者の約6割が免税業者だとお聞きいたしました。大企業が少ない防府市においては、それ以上ではないでしょうか。

防府市の経済・産業を支えているのは、ほんの一握りの大企業だけではありません。多くの中小事業者や小規模事業者の衰退は、すなわち防府市の経済や産業の衰退に直接つながっていきます。国のすることだからが、回り回って市に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

長く続くコロナ禍や物価高騰で疲弊している今、インボイス制度は実施するべきではないと考えることから、この意見書には賛成の立場を表明し、討論を終わらせていただきます。

○議長（田中 敏靖君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

意見書第1号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（田中 敏靖君） 起立少数でございます。よって、意見書第1号については否決されました。

---

#### 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（田中 敏靖君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査について、お諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第

108条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 敏靖君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

○議長（田中 敏靖君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時38分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月30日

防府市議会議長 田 中 敏 靖

防府市議会議員 高 砂 朋 子

防府市議会議員 今 津 誠 一